# 令和4年度能代市公営企業会計決算審査意見

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和4年度能代市公営企業会計 (水道事業会計・下水道事業会計)の決算及び証書類その他関係書類を能代市監査基準に 準拠し、次のとおり審査を実施した。

### 1 審査の対象

令和4年度能代市水道事業会計決算令和4年度能代市下水道事業会計決算

## 2 審査の期間

令和5年5月26日から令和5年8月7日まで

## 3 審査の実施内容等

- (1)審査に付された令和4年度能代市公営企業会計(水道事業会計・下水道事業会計)の 決算書類ならびに附属書類は、地方公営企業法、関係諸法令及び企業の財務に 関する諸規則に適合しており、計数は正確であるかどうか、かつ、企業の 財政状態及び経営成績を適正に表示しているか検証するため、関係書類との 照合、帳簿記録について関係者から説明を求めたほか、必要と認めるその他審査手続きを 実施した。
- (2) この決算における予算執行の結果が、地方公営企業経営の基本原則である経済性 を発揮し、公共の福祉に寄与しているかどうかを審査した。

### 4 審査の結果

審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に適合しており、会計諸帳簿及び 証書類と照合した結果、計数は正確であり、かつ、企業の経営成績及び財政状態を 適正に表示しているものと認めた。

また、各決算の内容、予算執行状況については適正であり、財政状態の概要とその留意事項については後述のとおりである。